

掛川市告示第61号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第10条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり掛川市排水設備指定工事店の指定の効力を停止する。

令和3年5月25日

掛川市長 久保田 崇

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

袋井市大春岡1170番地の2
有限会社 鈴木設備工業所
代表取締役 鈴木 哲也

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

- (1) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第8条及び第9条の規定
- (2) 掛川市排水設備指定工事店条例第6条第2項第6号の規定

3 効力停止期間

令和3年5月25日から令和3年6月24日まで